

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和6年6月28日

（名称）川崎市地域公共交通会議分科会
（地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））
（代表者名）会長 塚田 雄也

1. 生活交通改善事業計画の名称

令和6年度 川崎市ユニバーサルデザインタクシー等導入促進事業計画

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

川崎市では、高齢者社会の進展などによる社会的ニーズの変化に合わせて、平成25年3月に改訂した「川崎市総合都市交通計画」において、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に利用できる交通環境の整備を目標としており、そのために「交通の安全・安心の強化」を重点施策の一つとして掲げ、ユニバーサルデザインの推進に取り組むこととしている。

このことから、市民の移動の安全性を確保するとともに、移動の円滑化を図るため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）等の普及を促進する必要がある。さらに、車いす利用者などに対しても、公共交通における環境整備と利用者の社会参加の促進に寄与するものであるため、普及促進を早期に図る必要がある。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（1）事業の目標

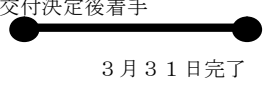
川崎市内の法人タクシー総台数において、「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」の令和7年度までに約25%をUDタクシーとすることを目標とする。

（2）事業の効果

UDタクシー等を導入することにより、車いす利用者等の移動への負担が軽減され、移動の円滑化が図られるとともに、これまで自家用車で送迎されていた車いす利用者などがUDタクシー等の利用に移行することも見込まれることから、公共交通利用者の増加が期待できる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
【川崎市合計】 UDタクシーの導入155台 ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（30台）：神奈川都市交通(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（20台）：コスモ交通(株)、川崎タクシー(株)、 ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（15台）：平和交通(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（10台）：ひまわり交通(株)、京浜交通(株)、富士電物流(株)、(株)八重洲タクシー ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（6台）：新興タクシー(株)、 ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（5台）：ワールド交通(株)、多摩田園タクシー(株)、 ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（4台）：東栄興業(株)、明生タクシー(株) ・UDタクシー（スロープ車両）の導入（2台）：高砂交通(株)、(株)今井運送、多摩川ハイヤー(株)、 福祉タクシーの導入6台 ・福祉タクシー（リフト付き車両）の導入（2台）：富士電物流(株) ・福祉タクシー（リフト付き車両）の導入（1台）：神奈川都市交通(株) ・福祉タクシー（リフト付き以外の車両）の導入（2台）：東栄興業(株) ・福祉タクシー（リフト付き以外の車両）の導入（1台）：多摩川ハイヤー(株) （実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） 各社ともに身体1割引、知的1割引、精神1割引
(2) 関連事項（以下、〈 〉 内の事業に該当する場合に記載）
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条に定める特定地域に指定（平成27年8月1日）

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和6年度（当該年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
UD タクシー等 導入促進事業	463,336 円	97,200 千円	0 千円	0 千円	366,136 千円
	100%	20.98%	0%	0%	79.02%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

6. 計画期間												
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載												
事業の名称	令和 6 年度				令和 7 年度				令和 8 年度			
	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月	4 月	9 月	12 月	3 月
UD タクシー等 導入促進事業	161 台 交付決定後着手  3 月 3 1 日完了											

7. 協議会の開催状況と主な議論
・平成 24 年 4 月 12 日 川崎市地域公共交通会議分科会（地域公共交通バリア解消促進等事業（タクシー部門））設立 ・令和 5 年 7 月 6 日（第 1 回）分科会文書協議、令和 5 年度計画について合意 ・令和 6 年 1 月 30 日（第 2 回）分科会文書協議、令和 4 年度事業評価について合意 ・令和 6 年 6 月 14 日（第 1 回）分科会文書協議、令和 6 年度計画について合意

8. 利用者等の意見の反映
川崎市地域公共交通会議分科会（タクシー部門）の構成員に意見を照会し、計画案について同意を得た。

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	
関係市区町村	川崎市まちづくり局交通政策室
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川県タクシー協会川崎支部、神奈川県個人タクシー協会
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	川崎市全町内会連合会（利用者代表）、日本福祉医療輸送機構

■注意事項

・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 川崎市川崎区宮本町 1 番地
 （所 属） 川崎市まちづくり局交通政策室
 （氏 名） 小倉、大室
 （電 話） 044-200-3039
 （e-mail） 50kousei@city.kawasaki.jp